

新たに閲覧できる行政文書

文書館主任 田中 尚

文書館では、引継や管理委任等により移管された文書について、歴史資料として皆様に活用していただくために、順次閲覧利用のための補修・製本等の整理作業をすすめています。このたび表1・2に示した文書の整理・分類作業が完了し、新規閲覧資料として新たに五月から利用できるようになりました。

今回閲覧できる文書は、昭和六十三年度までに移管された文書のうち、所属年が昭和二十年以前のもので抽出、整理をすすめてきたものです。したがって、これらの文書は、これまで閲覧いただいていた明治期、大正期、昭和戦前期及び国会図書室収集文書などの県行政文書と同一群をなすもので、そのかけているところを補うものです。

表1 新規閲覧文書分類

令	達	145
議	会	13
人	事	350
庶務	秘	110
統	計	53
租	税	296
会	理	78
地	事	13
兵	軍	58
宗	教	10
福	生	77
祉	川	107
土	業	866
木	務	248
勸	築	10
学	務	7
建	方	24
法	事	38
地	書	180
雑	術	1,506
教	書	
一	計	4,189
般		
学		
術		
書		
計		

(3,977分冊、212冊は重出)

なお、整理作業については、破損の著しい文書の補修整理を重点的にすすめる「劣化文書補修」業務が平成元年度から始まり、その一環としてこれらの文書の整理作業もすすめられました。内容については、表1の分類のとおりです。特徴のあるものをいくつか掲げると、まず際立って多いのは勸業関係です。保安林編入解除、荒地復旧、森林開墾制限禁止、森林組合などの林務・治山関係文書が明治期から昭和期にかけてまわってあります。ほかには用水改良事業等の農業水利関係もあります。人事の中心となるのは、明治期の県吏員の任免何や進退録、履歴、現員表などで、これにより岩鼻県時代からの県吏員の動静を知ることができます。

表2 新規閲覧文書室課別冊数一覧

(教育委員会)			
管 理 部	部	室	2
	管	理	8
	福	利	13
	文	財	1
	学	保	2
	義	健	163
	高	育	65
指 導 部	部	教	
	校	育	
合	計		254

(知事部局)			
総 務 部	部	室	37
	秘	課	7
	書	課	568
	事	課	333
	政	課	1,692
	文	課	6
	方	課	51
	計	室	5
企 画 部	部	報	9
県 民 生 活 部	部	長	9
	統	護	5
	計	防	55
衛 生 環 境 部	部	課	3
	厚	課	9
	保	課	2
	養	課	92
	蚕	課	3
農 政 部	部	去	141
	流	良	33
	通	營	506
林 務 部	部	長	94
	林	課	9
	用	課	4
土 木 部	部	山	59
	治	地	
	用	防	
	砂	計	
出 納 局	局	画	
	会	課	
合	計		3,723

總	計	3,977
---	---	-------

令達では、明治期の本県の令達や庁達為主で、特に明治十七〜十九年の本県達類は、布達全書(明治六〜十六年)から県報発行(明治十九年)までの本県令達の空白を補うものです。

このほかまとまった資料としては、岩鼻県時代の租税関係や昭和七年以降の県債関係(租税)、明治期からの鉱泉・温泉関係(福祉・衛生)などがあり、土木・

河川では、大正十二年からの登記済証濶地調書がそろっています。

また、学務関係は、小学校・実業補習学校・中等学校教員の任免や履歴などの人事関係文書が中心です。

図書類は、日本書紀・万葉集・康熙字典などの古書籍、明治初期から中期の教科書、多胡碑など上野三碑等の拓本類、明治十七、三十六、四十二年の上野国全図、第一回興業意見など多数あります。以上のように今回閲覧できる文書は、本県の政治、経済、社会、教育等のあゆみを知るうえで格好の資料群です。皆様のご利用をお待ちしております。



主な文書(上)と排架の様子(下)



新たに閲覧できる

古文書

当館収蔵古文書のなかで、新たに閲覧

利用できるものは次のとおりです。

◎前橋市元総社町・伊藤泉家文書

明治時代の元総社村村政文書が中心。

江戸時代の同村東組名主文書を含む約四九〇点。

◎前橋市文京町・高野清氏収集文書

元禄上野国絵図一点を二二枚に分割したカラー写真版。

たカラー写真版。

◎前橋市嶺町・青木一衛家文書

峯村の江戸から明治時代の村政文書と青木家の私的文書など約二八〇〇点。

◎吾妻郡長野原町・浦野恒彦家文書

吾妻郡林村大乘院の修験関係文書。約一一〇点。

一一〇点。

◎勢多郡富士見村・駒形義夫氏収集文書

富士見村樺沢家旧蔵文書など県内各地の収集文書一七七点。

◎利根郡新治村・笹木作夫家文書

吾妻郡吹路村名主文書で宗門改帳や高反別名寄帳など一六六。

反別名寄帳など一六六。

◎利根郡新治村・竹内俊鳳氏収集文書

吾妻郡吹路村、永井村の年貢割付状や猿ヶ京関所手形など八三三三。

◎前橋市西大室町・根岸孝一家文書

明治時代の西大室村戸長役場文書が中心。二子山古墳発掘関係文書を含む約五、

四〇〇点。

一部がすでに閲覧可能で、追加して閲覧可能となった文書は以下のとおりです。

*多野郡鬼石町・飯塚馨家文書

近世三波川村名主文書約九、五〇〇点。一部が『収蔵文書目録11』に収録。

*旧前橋藩松平家臣・鹿沼誠家文書

前橋城内外家臣屋敷割図の全体写真一枚と分割写真三枚。

*前橋市文京町・天川史跡保存会文書

安政四、五年の前橋天川町五人組并寺社人別帳二冊。

*伊勢崎市波志江町・上岡高行家文書

碓氷郡嶺村、佐位郡太田村など県内各地の近世文書や写本など約三〇〇〇点。

マイクロ収集文書で、新たに閲覧可能となったのは次のものです。

◎津山郷土博物館所蔵・館林藩越智松平

家中明細分限帳

文書点数二六六で製本冊数四三冊。

◎富岡市七日市・大里家文書

七日市藩前田家家臣文書。文書点数約七三〇点で製本冊数四四冊。

◎沼田市役所所蔵・沼田藩土岐家文書

家中由緒書など文書点数一〇八八。製本冊数二八冊。

◎高崎市宮元町・反町家文書

高崎藩大河内家家臣文書。文書点数約七〇点で製本冊数二一冊。

七〇点で製本冊数二一冊。

(主任 鈴木一哉)

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

次の明治初期絵図がカラーマイクロフィルムで閲覧できるようにしました。モノクロ複製はその場でできます。カラー写真複製もできます。(小暮隆志)

1189	海老瀬村絵図(二)
1190	海老瀬村絵図(三)
1193	海老瀬村絵図(八)
1195	海老瀬村絵図(十)
1208	浮戸村絵図完
1218	斗合田村絵図二枚之内二
1220	田嶋村絵図三枚之内
1221	田嶋村絵図三枚之内
1228	南大島村絵図四枚之内二
1225	南大島村絵図四枚之内四
1239	福島村
1267	赤堀村絵図面之二
1268	赤堀村絵図面之三
1270	赤堀村絵図面之四
1258	光善寺村
19	那波郡阿家村
村字限図(村誌絵図)、郡限図	
1273	第二十三大区七小区全図ノ内-(上小泉村外11ヶ村)
1274	邑楽郡第二十三大区九小区館林町外拾四ヶ村全図
1310	利根郡門前組
土木・河川図	
1296	吾妻郡草津村大字前口村(新線路図)
その他	
1291	甘楽郡平原村之内、山室、橋倉、八倉、右三ヶ郷絵図面

75	(古市村地券取調小前帳)
58	内藤分村
63	惣社町之内野馬塚村
60	惣社町大字屋敷分
61	惣社町之内宇昌菜寺廻
64	稲荷塚新田分
67	高井村
1288	水澤村
1283	緑壁村上落合村地引絵図面四
1315	篠塚村
1290	多胡郡中島村地引絵図面
1314	碓氷郡東上磯部村
1293	吾妻郡新井村
1294	羽根尾村
1295	赤羽根村
1297	狩宿村
1302	利根郡日向南郷
1305	下平村
1300	勢多郡砂川村
1301	青木村
1308	(利根郡小松村)
1303	柿平村
1160	新田郡加波村持添鹿川村
1162	桃頭村
1181	邑楽郡除川村(二)
1182	除川村(四)
1212	大久保村、島村、高島村絵図五枚之二
1213	大久保村、島村、高島村絵図五枚之三
1215	大久保村、島村、高島村絵図五枚之五

1	清王寺村
4	一毛村
7	岩神村
33	三俣村
38	西片貝村
37	東片貝村
34	幸塚村
35	上沖之郷
36	下沖之郷
49	五代村
50	端気村
53	小坂子村
2	北代田村
77	上細井村
82	青柳村
78	下細井村(田島村共)
54	嶺村
48	勝澤村
84	日輪寺村
69	下箱田村
41	中亀村絵図面
42	東荻窪村
43	西荻久保村
44	堀之下村
40	石関村
46	江木村
1289	大久保村
1176	()上神梅村
1177	下神梅村
1180	塩澤村
73	群馬郡上新田村
76	江田郷絵図面

検見耕地絵図	
番号	地名
47	勢多郡江木村
1309	利根郡天神組
地券発行にかかる地引絵図	
14	群馬郡朝倉村
15	上作島(村)
17	下作島村
16	後閑村
18	宮地村
25	新堀村
32	房丸村
31	徳丸村
28	下阿内村
30	力丸村
24	龍門村
27	寺家村
29	阿内村
23	横手村
20	公田村
21	下公田村
22	茂右衛門分村
26	今宿村
10	前代田村
9	宗甫分村
8	市之坪村
11	六供村
13	櫛嶋村
12	天川原村
3	勢多郡才川村
6	萩村

平成四年度

「公文書・記録保存専門講座」の開催

文書館では、二月三、四日の二日間、平成四年度公文書・記録保存専門講座を開催しました。この講座は、公文書館法の趣旨を受け、歴史資料としての公文書及び古文書等の適切な保存・利用に関する知識や技術の普及・向上を目的に、平成三年度から開催しています。県内市町村の文書・文化財・史誌編さんの各担当者及び歴史資料保存機関の職員の方呼びかけ、今回は図書館からの参加も得ることができ、三九の市町村から五三名の参加者がありました。

内容としては、前回同様公文書館法の一層の周知をはかり、市町村における資料保存と市町村文書館の在り方、資料保存の基本的な考え方を理解していただき、あわせて県庁文書の管理及び文書の収集整理の実務を理解していただくというものでした。二日目の最後の懇談では、若干の意見交換もできました。

終了後のアンケートでは、公文書館法について知識を持つていた方はまだ六割程度であることがわかり、今後も一層の周知と理解の深化をはかる必要を痛感しました。また、講座の内容に関してより専門的・各論的な講義や所属別の分科会への要望が出されました。県内市町村

の文書管理や資料保存現状報告などと合わせ、より内容の濃い講座が実施できるよう検討していきたいと思えます。なお、今年度は、十月二十六、二十七日に開催する予定です。(田中 尚)

講座の日程(第一日目)

「公文書館法と歴史資料保存」

(小林章博 国立公文書館公文書課企画連絡係長)

「群馬県における文書管理」

(荒木秀子 県学事文書課課長補佐文書係長)

「市町村の資料保存と文書館設置への取り組み方」

(太田富康 埼玉県立文書館古文書課主任)

「館内見学」

(第二日目)

「古文書の整理と目録作成」

(岡田昭二 県立文書館古文書課主任)

「行政文書の受入れと整理」

(小暮隆志 県立文書館行政文書課指導主事)

「保存の手だて」

(木部徹 キャット代表取締役)

「懇談」

学んだ知識を職場にも

前橋市立図書館 蜂須幾子

私は今までの図書館業務のなかで「文書」を収集・整理することはほとんどありませんでしたが、今回はからずも市立図書館に講座の案内が届き、参加することになりました。図書館と文書館とはどこが違うのか、改めて考える絶好の

機会にもなりました。

「文書」を「もんじょ」と読むのか、あるいは「ぶんしょ」と読むのか、どのようなものを指しているのか、広辞苑調べてみてもあまりはつきりしませんでした。「図書」との違いなどもあたってみま



木部 講師

したが、漠然として輪郭のつかめないままに、文書館の講座を受講するはめになりました。文書の歴史から現在における文書管理・保存の手だてまで、びっしりのカリキュラムが組まれていて、その資料の厚さと内容の濃さに驚き、内心ついていけないのかと少し不安にもなりました。しかし、始まってみると大変興味深い内容ばかりで、講義の時間も短く感じられるほどでした。

第一日目には、「公文書館法」の成立までの経過を詳細に知ることができました。

「図書館法」の成立時と類似している点も多く見受けられました。文書を資料としていかに残していくべきか、残すべき歴史的資料とは何か、文書の重要性なども認識することができました。図書館や博物館と文書館の相違については、時間不足のためうかがえなかったのが心残りです。「群馬県における文書管理の実際」では、文書整理やA判化対応についても知ることができました。講師の方々の資料保存の大切さを理解してほしいという熱意がひしひしと伝わってくる講義の連続でした。

第二日目に入ると古文書についてのアウトラインも自分なりに把握しながら講義を聞くことができ、また古文書でも現在の文書でもなぜ保存していくのか、将来に向けて記録として重要になってくることをふまえて保存していることを知り、大変勉強になりました。私の勤める前橋市立図書館は大正五年の開館ですので、その当時から記録が残っています。資料として貴重なのだということを知りました。文書館における紙資料保存の手だてについても現場に対応しての説明を聞くことができました。酸性紙の問題は他人事ではありません。二日間の講義はそれぞれ有益で、大変刺激を受けるものでした。日頃何気なく進めている仕事についても再び考え直してみようという気

なりました。職場に今回の講座で学んだことを伝えていけたらと思っています。

公文書・記録保存専門講座に参加して

笠懸町岩宿文化資料館 萩谷千明

二月三日、四日の両日に行われた「公文書・記録保存専門講座」に、資料保存機関の職員という立場で参加させていただきました。

講座は、初日に講師の先生方より、文書の保存の意義、文書の管理、文書館設置への取り組み方について、総論的な講義がなされ、翌日は、文書の整理・保存の方法など各論的な講義がなされました。講義の内容はどの先生のものも、文書の保存や取扱いに対する熱意が感じられ、しかも受講者の興味をとらえるという大変印象の良いもので、講義時間が短く感じられたことを今でも覚えております。

二日間の講義については満足しておりますが、講座について少々意見を述べさせていただきますと、講座自体が少々概説的なものが多く、平板な印象を受けたことも事実です。講義内容が知識偏重の詰め込み式に多少なっても結構ですから、もう少し専門的に突っ込んだ内容を説明していただけたらと思います。

私共地方公務員は、異動によって今まで全く未経験の分野の仕事を担当することになることがよくあります。例えば、

事務職であった者が文化財担当に異動した場合、文化財である古文書をどのように取り扱うべきなのか対処に苦慮することは十分に考えられることです。

このような問題に対応するためには、概説的な講義はもちろんですが、文書資料を実際に取り扱うことができるような実技講習も何らかの形で実現していただければ、受講者の興味や問題意識は、より深まるものと思われまます。

次に開催期間と時期についてですが、前述したような意見をもし採り入れて下さるならば、期間の方は現行の二日間よりも長い、三、四日間が適当ではないかと思えます。また、時期は、新年度の開始時期に近い六月頃に開催していただいた方が的を得ているものと思えます。



懇談の様子

蛎魚の会だより

阪本一郎

平成五年春、長期講座修了者三十名を新規に受入れ、会は新学期を迎えた。

本年度の学習はA、B両組共に、甘楽郡本宿村神戸家に伝わる文書に、教材を求めた。神戸家文書の魅力は、年代が慶長に迄遡る程の極めて長期に亘る膨大な文書群であり、村内の歴史的变化が文書を通し展望できる点にある。ここに学習

の新たな方向が見出せると考えた。
A組(86名)は、文書館講座の延長線上にある会の基本課程、文書の読みを重点に神戸文書の項目別文例を学習する。

古文書同好会だより

木村久

本会は今年度新たに八人の会員を迎え三十五人(うち女性六人)となりました。例会は和やかで、かつ賑やかです。今は「島高堅日記」を読み合っています。

難解な箇所もたくさんありますが、「日記」の内容については、状況的確な描写はそれを目の前に見るようです、それにもまして交友の幅の広さには驚かざるをえません。高堅は十八世紀後半の人ですが、物事・出来事に対する関心の深さが、このすぐれた日誌を書かせたものと思えます。

B組(78名)は、一定の主題毎に分類した年代の異なる多数の文書から、その主題の歴史の変遷の過程を掴もうとする試み、今回は近世農村奉公人、藤井閑所、本宿村の成立、の三点を主題に設定し、四月から奉公人雇傭内容の変化を、前記要領で分析する学習に入った。

特別研修会(56名)は、過去二年松平藩日記の標目次、索引作成を各班分担で学習してきたが、本年は愈々本番、改めて全体学習に移し最終仕上げに挑む。実地見学。春は伊能文書吾妻、秋は神戸文書甘楽を企画、創立十周年を迎え、会は又新たな峰を目指し登攀を開始する。

会誌「ハナミズキ」の第三号を十一月に発行します。会員は目下、目の色をかけて構想を練っているところです。

古文書の勉強(午後一時半から三時半まで)が終ると、希望者により漢文の勉強会(一時間)に移ります。全く自主的な集まりですが、もう四年目に入りました。女性を含む十四、五人が常時出席しており、今は中世文書を、もちろん白文で見張るばかりです。

これらの勉強をとおして親しい交わりが得られること、ここに最大の意義ありと思えます。

新たに収蔵された

古文書

平成5年1月以降、当文書館へ寄託されました古文書は次のとおりです。

◎吾妻郡長野原町・黒岩初音家文書

吾妻郡狩宿村の明治期からの郵便局関係の書類と昭和期の木炭組合関係の書類が中心。他に、江戸時代や明治時代の典籍類も含む約三〇〇点。

◎吾妻郡長野原町・長野原区有文書

貞享三年の吾妻郡長野原町検地帳や江戸時代の須川橋普請文書を含む明治、大正、昭和期の長野原町政文書約四〇〇点。

◎群馬郡群馬町・住谷修家文書

すでに寄託されている文書に、追加寄託として東国分村の年貢割付状など江戸時代から明治時代の村政文書や収集された県内各地の近世文書など約五〇〇点。

◎東京都千代田区・吉田允俊家文書

桐生新町の機屋吉田家の文書約四五〇〇点。吉田家の経営文書は少ないが、絹織物に関する諸本や和歌、文学、地誌、歴史など広範囲にわたる写本・典籍類約二、〇〇〇冊。このなかには、文政年間から国学者橘守部の門人、後援者となった吉田秋主（清助）との関係で残された守部直筆の著書などが含まれる。また秋主宛の守部書簡なども多数残されており、橘守部研究には不可欠な文書群といえる。



橘守部関係の書籍(吉田家文書)

新たにマイクロ撮影を行った文書は、

◎吾妻郡中之条町・斉藤文治家文書

中之条町五反田中組で蚕種販売をしていた瑞穂館（屋号）に残った明治、大正期の蚕種関係文書二七二点。

◎吉井町郷土資料館所蔵・横尾傳次家旧蔵文書(吉井町片山)

明治一六年から大正六年までの養蚕日記を中心とする七八点。

◎吉井町郷土資料館所蔵・田村一郎家旧蔵文書(吉井町吉井)

明治二〇年代以降の多胡製糸社関係文書など養蚕製糸関係文書一一八点を撮影。

◎吉井町郷土資料館所蔵・旧多胡村役場文書

明治一〇年から大正期までの養蚕、織物など養蚕製糸に関係する勸業関係役場文書のみ一四六点を撮影。

(主任 鈴木一哉)

新たに収蔵された

行政文書

管理受任等 昨年度中に管理委任、引継、管理委託により県の各機関から受け入れた文書は、一、七〇四冊でした(詳細は表1のとおり)。

また、このほか広報課から、広報ビデオ「ぐんまちゃんくらぶ」、「平成三年度県政1年のあゆみ」、「ぐんま 花 紀行」各一本、計三本、また、教育委員会生涯学習課から、映画の「一六ミリフィルム」四九本、ビデオ七八本、計二二七本、合計二三〇本を保存用として受け入れました。

表1 平成4年度管理受任文書等所属別冊数

室課名	区分	永年書		計
		年書	有限書	
総務部	消防防災課	48		48
企画部	土地対策課		323	323
県民生活部	高齢福祉課		13	13
	障害福祉課			17
衛生環境部	薬務課	30		30
	廃棄物対策課	7		7
農政部	土地改良課	12		12
	農村整備課	3		3
林務部	林産課	30		30
土木部	用地課	32	157	189
	砂防課	84		84
	道路建設課	34		34
	都市計画課	151		151
知事部局	合計	448	493	941
教委事務局	管理課	73		73
	福利課	32		32
	義務教育課	608		608
	高校教育課	37		37
教委事務局	合計	750		750
公立学校共済組合群馬支部		13		13
総計		1,211	493	1,704

収集 昨年度の文書整理で県の各機関が廃棄した文書中から、文書館が歴史資料となり得ると認めて収集したものは、一、一七四冊でした(詳細は表2のとおり)。毎年ほぼ二、〇〇〇冊程度の収集数を維持しています。

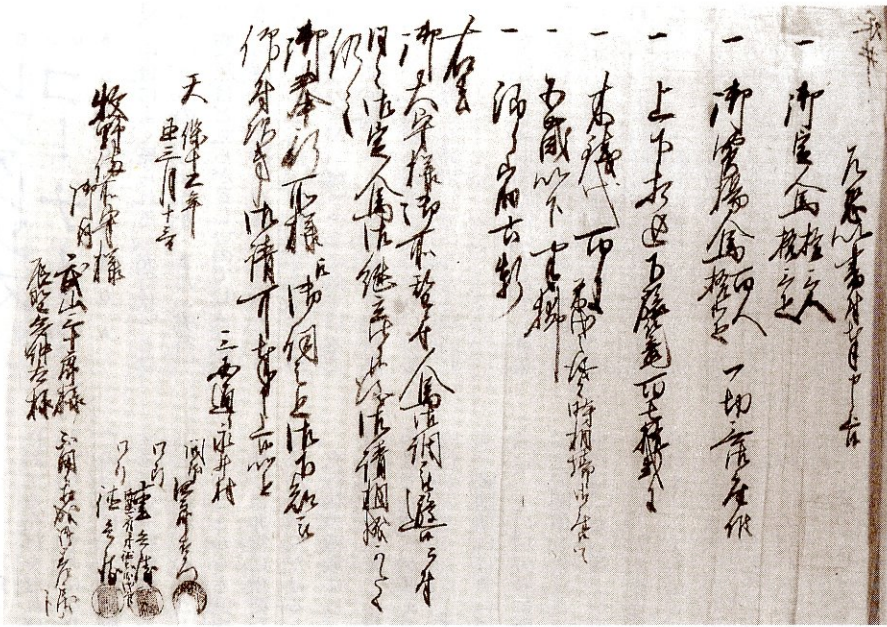
表2 平成4年度収集文書部局別冊数

部局名	冊数
総務部	146
企画部	58
県民生活部	60
衛生環境部	132
農政部	196
林務部	167
商工労働部	108
土木部	403
選挙管理委員会事務局	1
地方労働委員会事務局	8
議会図書室	804
教委事務局	91
合計	2,174

議会図書室のものは、除籍された郷土資料や図書等です。また、林業経営課から、地域森林計画対象民有林の空中写真(密着写真、ポジフィルム)および撮影区域図等を受領しました。これは、林業

経営課では不要となったのですが、資料としての利用価値があるのではないかとということで、学事文書課をとおし、文書館に収集についての打診があり、受領したものです。(指導主事 小暮隆志)

古文書解読コーナー



文書番号 八四一八一—一九三一—

三国街道は、中山道高崎宿から分かれ越後・佐渡に通じる街道です。永井宿は上越国境の三国峠下に位置する上州側最後の宿で、越後から江戸への荷物の片継立を行っていました。宿には問屋場が置かれ、佐渡奉行をはじめとする幕府役人や参勤交代の越後諸大名の公用荷物を輸送するため、伝馬（無賃）一五人・二五疋・駄賃馬（御定賃銭）が常備されていました。問屋四郎右衛門は、この問屋場で人馬継立の事務を統括する役人で、永井村の年番名主を務め、本陣の主人でもありました。

写真の文書は、永井宿問屋役から越後長岡藩役人に提出した人馬継立請負証文です。請け負える人馬数、旅籠賃銭、薪炭・米代銭、宿数等

〈釈文〉

- 乍恐以書付奉申上候
- 一 御定人馬 拾三人
- 一 御買揚人馬 百人
- 一 上下打込下旅籠百七拾貳文 拾貳疋 一切無御座候
- 一 木代代百文 米代之儀者時相場二御座候ハ、
- 一 五歳以下半佛
- 一 泊り宿六軒
- 右者
- 御大守様御所替二付、人馬御調被遊候二付
- 日々御定人馬御継立仕り候儀、御請相成かたく
- 仍之
- 御奉行所様江御伺之上、御下知被
- 仰付次第、御請可奉申上候 以上

天保十二年
 五月十三日
 牧野備前守様
 御内
 武山三千郎様
 辰野多仙大様
 同断
 徳兵衛（印）
 御出府二付徳兵衛代印
 不用二相成御差戻ノ分

が書かれています。通常、大名の参勤交代の場合、格式によって一定数の人馬を御定賃銭で使用することが許されていました。しかし、この度は「御大守（越後長岡藩主牧野備前守）様御所替」とあるように、藩主の移封に伴う家臣団・家族、荷物等の大移動における継立です。したがって、そのための日々御定人馬の使用は、他の公用の旅行者・貨物の輸送や宿行政に支障をきたすこととなります。そこで、宿では「御請相成かたく」とし「奉行所の下知次第請け負う」と返答しています。当時、往還に関する一切を掌握していたのは道中奉行ですが、脇街道は領主の支配下にあつたので、幕府領の永井宿は勘定奉行所の下知を受けたものと考えられます。

さらに読みすすめていくと、「三方領知替え」といわれる出羽国庄内藩転封事件の一端がうかがえる文書であることがわかります。

天保十一（一八四〇）年十一月、武州川越藩主松平大和守齊典が出羽庄内藩へ転封を命じられたことに伴って、庄内藩主酒井左衛門尉忠器は越後長岡へ、長岡藩主牧野備前守忠雅は武州川越へと移されることになりました。このことを受けた長岡藩では、川越への荷物輸送の準備のため永井宿に人馬調達の問い合わせをしています（一九三一二）。この文書はその返答書と思われまます。しかし、この一件は、庄内藩領民の転封反対運動によって中止（同年七月）となり、牧野備前守の国替えも取りやめとなったのです。文書の左隅に書かれた「不要二相成御差戻ノ分」の一行は、継立が行われなかったため、この証文が返却されたことを物語っています。

何気ない一通の人馬請負証文にも、さまざまな背景や人々の生活を見ることが出来ます。（山田叔子）

告知板

●群馬県行政文書件名目録第6集(明治期宗教編II)の発刊

本目録は、「行政文書簿冊目録明治編」の分類項目の「宗教」にあたる簿冊のうちから先に発刊した第1分冊に掲載したものを除き社寺の異動、境内外地、什宝物、神社財産等にかかわる簿冊二〇六冊、二八、七八六件を第2分冊として収録した件名目録です。

各簿冊ごとに郡市別に分類し、社寺名等を一覧表にまとめてありますので、宗教Iと併せてご利用ください。

●「群馬県立文書館収蔵文書目録11」多野郡鬼石町・飯塚家文書(一)発刊

本目録は江戸時代をとおして緑埜郡三波川村(現鬼石町)の名主役を勤めた飯塚家文書約一万八千点のうち、江戸時代の三波川村名主文書約六、〇〇〇点についての分類目録です。同家文書には、残り約六、〇〇〇点の名主文書と明治以降の三波川村行政文書及び飯塚家私的関係文書合計約六、〇〇〇点があり、今後早急に整理、公開する予定です。

◎企画展「西上州山村の戦国から江戸(仮題)の御案内

緑埜郡三波川村(現鬼石町)の飯塚家に残る戦国期文書や文書館等に収蔵されている上州西南部の江戸時代初期の山村

名主文書展示し、戦国時代から江戸時代への転換期の山村の様相を紹介します。

展示期間 10月22日(金)～11月21日(日)



★魚の会・同好会学習継続

5・2・3 公文書・記録保存専門講座 (～4日)

5・3・26 文書館運営協議会開催

5・3・31 群馬県行政文書件名目録第6集、群馬県立文書館収蔵文書目録(11)、紀要「双文」第10号刊行

5・4・1 文書館運営協議会委員19名

5・4・1 文書館文書調査員23名委嘱

5・4・1 明治期絵図表具開始

5・4・19 明治期地籍図マイクロ撮影 (～23日)

5・5・14 常設展示更新

5・5・15 古文书解説入門講座(22日、29日、6月5日、12日、19日修了式)

5・6・10 行政文書管理委任、引継、収集作業開始(～21日)

発行／群馬県文書館
〒771 前橋市文京町字目吉番三六号
印刷／朝日印刷工業株式会社
〒030 東京都中央区本町三丁目1番13号
TEL (03)5571-3333
FAX (03)5571-3333
〒030 東京都中央区本町三丁目1番13号
TEL (03)5571-3333
FAX (03)5571-3333
〒030 東京都中央区本町三丁目1番13号
TEL (03)5571-3333
FAX (03)5571-3333

Q、中世によく見られる「充行状」とはどういうものでしょうか。また「充行」と「宛行」はどちらが正しいのでしょうか。A、当時は「充行」が使われていたようです。しかし「充」の異体字に「死」があり、この字が「宛」の字に似ていることと、音が似ていることから室町期以降「宛行」と誤記されるようになり、以後次第に両方とも通用していったと思われます。

「充行状」とは現代的にいうと広い意味での辞令のようなものですが、中世の時期にはもう少し深い意味があります。給料といっても当時はお金ではなく、土地や石米です。それらの給与のことを「充行」といい、給与者から被給者に対し書面をもつて交付されたものが充行状です。充行状は大きく二つに区別されます。

一つは、荘園の領主が農民に対して土地の充行を行い、それに対する義務として年貢が要求されるものです。もう一つは、武士間において、將軍・大名などが家臣にその所領を充行うものです。この場合は、そこに主従関係が生じるわけですから充行われた武士は、それに対して、献

身的軍事義務を負わされることになりました。従って、支給者側から見れば、戦功に対する充行を怠れば主従関係の破綻にもつながるものになります。鎌倉幕府滅亡の因に、元寇克服の際の戦功者に対する所領充行が滞ったことが上げられることなどはその例だといえましょう。

このことから武家社会において「充行状」は非常に重要なものであることがお分かりいただけると思います。

充行状の種類には、所領・知行(領地・財産の直接支配)・恩賞などがあります。中世でも時代が進んでくるにつれて恩賞充行が大きくクローズアップされてきます。戦国期には争いにより領土を得た大名は、その功労者に所領を与え、その上で主従関係を成立させていくわけでした。中には、「もし領土が得られたならば与える」といった約束充行といえるものも見られます。上野国は、武田・上杉・北条という三大大名が在地武士をうまく利用してその所領拡大を図った地域であったため、この類の恩賞充行状が多くみられます。

近世に入り世の中が落ちついてくるにつれて「充行状」も本来の辞令的要素に近いものとなつていき、「献身的軍事義務」強要の必要条件としての「充行状」の観は薄れてきます。(森 芳子)